

## 吹田市市税審議会 会議録

### 1 開催日時

平成26年(2014年)7月30日(水) 午前10時から午前11時半まで

### 2 開催場所

吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

### 3 出席者

(委員)・藤田 弘道 委員  
・大川 清見 委員  
・井川 文夫 委員  
・高橋 守 委員

・鶴田 廣巳 委員  
・友田 光子 委員  
・児島 伸幸 委員

(市理事者)・太田 副市長  
・五寶 市民生活部次長  
・山本 市民生活部総括参事(資産税課長事務取扱)  
・橋本 市民生活部総括参事(納税課長事務取扱)  
・上村 税制課長  
・倉本 税務室参事(資産税課)  
・江原 税務室参事(納税課)  
・田毎 資産税課主幹  
・田中 市民税課主幹  
・森田 納税課長代理

・木野内 市民生活部長  
・野口 税務室長  
・馬場 市民税課長  
・當 税務室参事(納税課)  
・中井 税務室参事(納税課)  
・葉山 資産税課主幹  
・真鍋 市民税課主幹

(事務局)・後藤 税務室参事(税制課)  
・古屋 税制課主任

・中西 税制課主査

### 4 傍聴者

1名

### 5 配付物

#### (1) 吹田市市税審議会会議次第(当日配付)

- (ア) 吹田市市税条例の一部改正(案)について(諮問)
- (イ) 吹田市市税条例現行・改正案対照表
- (ウ) 座席表・吹田市市税審議会委員名簿

#### (2) 市税審議会資料(事前送付)

- (エ) 吹田市市税審議会規則(1ページ)
- (オ) 吹田市市税審議会傍聴に関する取扱いについて(2ページ)

- (カ) 平成 26 年度税制改正に伴う、わがまち特例導入について (3 ページ)
- (キ) わがまち特例の導入について【固定資産税】(案) (4 ページ)
- (ク) 吹田市市税条例改正 (案) の概要 (5 ページ)
- (ケ) 平成 25 年度 (2013 年度) 市税収入状況一覧表 (6 ページ)
- (コ) 市税収入の変遷 (7 ページ)

## 6 会議内容 (発言要旨)

### (1) 議事 1 わがまち特例に係る諮問について <諮問事項>

理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委 員) 以前からある特例措置の実績はどの程度か。

(理事者) 平成 25 年度の実績になるが、水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水・廃液処理施設で平成 22 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに取得された対象資産においては、2 法人約 823,000 円の減額、平成 22 年 3 月 31 日以前に取得された対象資産においては、9 法人約 4,697,000 円の減額である。大気汚染防止法及び土壌汚染対策法に規定するものでは、平成 25 年度適用実績はない。

(委 員) わがまち特例の導入によって、市としてはどのようなことを期待しているのか。

(理事者) 市町村で独自に特例割合を決めなさいというわがまち特例の制度が作られたが、吹田市の施策とマッチした特例対象が出てきていないので、今回も参酌基準とされている特例率で定めさせていただくのが実態である。

(委 員) 適用実績がないような対象について定める必要があるのか。

(理事者) 今回特例率を定めようとしているものは、今後対象資産が出てくる可能性があるなので、条例で定めなければならない。

(委 員) 吹田市のためになるような、吹田市独自のわがまち特例は作りにくいということか。

(理事者) わがまち特例の制度でいうと、市町村で独自に特例率を決めていいという対象は国が決めており、さらに特例率も国から提示された範囲内でしか決められない。

(委 員) 申告する側に手続き規定はあるのか。

(理事者) 申告が必要となる。償却資産申告時、特例対象に該当するという記載があれば、チェックして減額措置をすることとなる。

(委員) 案内などは吹田市からするのか。

(理事者) 毎年、償却資産の申告書を事業所に送付しているが、申告の手引きを同封しており、今回わがまち特例の対象になったものについて記載し、周知していく予定である。

質疑応答ののち、審議し採決した結果、賛成多数で諮問案どおり改正することが適当と認められ、答申されることとなった。

## (2) 議事2 吹田市市税条例改正(案)の概要について <報告事項>

理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委員) 法人住民税の税率の見直しで、各市町村の財力格差を是正するために新設で地方法人税が施行されるということだが、吹田市の財政収入は減るのか。

(理事者) 吹田市は地方交付税をもらっているが、おそらく減額のほうが大きいのではないかと思われる。平成26年度と平成27年度を比較すると4億8,000万円程度の減額、平成27年度と平成28年度ではさらに3億5,000万円の減額になると見込んでいる。平成28年度は平成26年度と直接比較すると、8億3,300万円くらいの減額になる。一番打撃を受けるのは東京都であると思われる。

(委員) 個人住民税の控除額の上限の引き下げについてだが、市民の負担が増えることになる。その分、吹田市の収入は増えることになるのであろうが、4月からの消費税8パーセントの導入や、年少扶養控除もなくなったこともあり、家庭への負担は重くなるのではないか。地方交付税で財力のでこぼこを均衡にするというが、その分、法人住民税は下げるというのはすっきりしない。市民生活への影響は大きいのではないかと思っている。

(理事者) 給与所得控除を段階的に見直していき、最終的に給与収入1,000万円以上の方に影響がでる。給与収入が高い方については比例して控除額も上がるが、社会的に給与収入の交通費、文房具費用等は会社持ちとなっていることが多く、給与収入が増えたからといって必要経費が増えるとは考えにくいいため、上限額が決められることとなった。平成29年度の税制

改正によって約3,900万円、平成30年度については約4,900万円の増収となる見込みである。消費税については、間接税のため、収入が多い少ないに関わらず一様にかかるため、市民生活に負担を強いていると思う。

なお、個人住民税の控除額の上限が定められたのは、消費税増税と一体となってである。段階的に引き下げるのも、来年消費税が10パーセントになることを含めて、所得階層が高いところとバランスを取るためという目的で制度が導入された経過がある。

(委員) 市町村ごとに給与所得控除額の計算方法を変えることはできるのか。

(理事者) 所得税の所得計算にならって、住民税の計算をすることとなっており、日本全国同じ計算方法をしている。

(委員) 軽自動車税についての見直しだが、どれだけ増収となるのか。13年を経過した車体についてはどうか。普通自動車との兼ね合いはどうか。

(理事者) 軽四輪については平成28年度から税収が伸びるのではないかと考えており、1,200万円程度の増収を見込んでいる。13年を経過した四輪以上の車体については、平成28年度で600万円程度の増収を見込んでいる。原付及び二輪車は平成27年度に4,000万円程度の増収を見込んでいる。

自動車取得税は交付金の一部で市町村に還元されている。エコカー減税の関係で圧縮され、市町村交付額が減るため、それを補填するために軽自動車税を改正するという仕組み。市全体の車体課税に関しては変わらない。

(3) 議事3 平成25年度(2013年度)市税収入状況について <報告事項>  
理事者側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委員) 滞納繰越分が大きいですが、滞納対策はどのようなものか。

(理事者) 文書、電話催告、家への訪問、それでも収めてもらえない場合は債権の差押え等をして、収納率を上げている。高額滞納整理担当者を配置し、平成25年度から高額滞納者への催告を強化している。また、コンビニ収納導入により24時間収めていただけるようになったことは大きい。収納率が上がったことについては、債権の差押えが増えたことのほか、円安、株高で緩やかに景気が上がってきたのも要因ではないかと思われる。

(委員) 滞納繰越分の内訳では何が多いのか。

(理事者) 滞納税額が大きいのは個人市府民税、固定資産税が大きく占めている。

(委員) 特別徴収されていない事業者の割合はどの程度か。普通徴収している事業者にはどのような働きかけをしているのか。

(理事者) 大阪府への報告している特別徴収率は78パーセントくらいである。年末調整の説明会時に強くアピールしている。また、給与支払報告書で普通徴収希望と書いていない新規事業者については、特別徴収の事務手続きを行っている。